

監査公表第15号  
平成28年12月6日

周南市監査委員 山下敏彦  
周南市監査委員 田中和末

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果に関する報告は、平成28年12月2日に決定し、同日議長及び市長等に提出しましたが、平成28年12月6日に議会報告を済ましたことから、今回の公表となりました。）

1 監査の対象

福祉医療部

地域福祉課、高齢者支援課、生活支援課、障害者支援課

2 監査の範囲

平成28年4月から平成28年7月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成28年9月21日から平成28年12月2日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務監査を中心に、行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

## 地域福祉課

### (1) 収入事務

ア 行政財産の目的外使用料及び光熱水費等負担金等雑入について、調定書及び納入通知書に納期限の記載がないものがあった。

イ 行政財産の目的外使用料の未納分について、督促状を発していないものがあった。

ウ 施設使用料の徴収について、算定に誤りのあるものがあった。

## 高齢者支援課

### (1) 収入事務

ア 被保険者返納金について、調定書及び納入通知書に納期限の記載がないものがあった。

## 障害者支援課

### (1) 支出事務

ア 日常生活用具給付事業費について、公費負担額の算定に誤りのあるものがあった。